平成２１年（フ）第３５６号
岡山県倉敷市四十瀬３番地５　サンクリオンＤ―210号
債務者　川平祐一郎
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
岡山県倉敷市宮前287番地23　サンライフ倉敷Ｂ101号室
債務者　柴田　範行
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
岡山県倉敷市宮前287番地23　サンライフ倉敷Ｂ101号室
債務者　柴田　秀子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
岡山県浅口市鴨方町六条院中3548番地１
債務者　渡部　弘美
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
岡山県倉敷市二日市373番地８
債務者　大橋　邦子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
岡山県倉敷市福田町古新田855番地６
債務者　住田　　初
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
岡山県倉敷市茶屋町早沖172番地２
債務者　平田　友士
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
北海道赤平市平岸新光町８丁目９番地
債務者　福本セツ子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
北海道滝川市有明町３丁目３番４―2022号　銀川団地
債務者　伊藤なぎさ
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
山形県酒田市東泉町３丁目12番地の17　Ｂ―２号、前住所山形県酒田市緑町17番16号
債務者　白幡とみ子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第５８号
山形県東田川郡庄内町余目字大塚93番地１県営余目アパート144号、前住所山形県東田川郡庄内町余目字月屋敷180番地６メイプルハイツ101号
債務者　鳴瀬　瑠美
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第６５号
山形県酒田市幸町２丁目10番46号ソフィアガーデン205号、前住所山形県飽海郡遊佐町藤崎字千代ノ藤５番地の718
債務者　來生　信恵
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１１０号
福島県会津若松市上町２番６号　コーポ大松205号、前住所福島県耶麻郡塩川町大字常世字諏訪田358番地
債務者　岩瀬奈美子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
群馬県藤岡市下栗須224番地９
債務者　高橋あや子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３０３号
さいたま市緑区大字三室74番地８　レジデンスいすず302
債務者　沼本　益典
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３３３号
埼玉県久喜市菖蒲町大字三箇868番地２　アムール松本２号
債務者　茂木　聡志
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９０９号
埼玉県川口市大字安行領根岸3072番地の８　ウエルハウス明神205号
債務者　松本　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係